

## 茨城県営ライフル射撃場の指定管理者候補者の選定結果について

教育庁学校教育部保健体育課  
(TEL301-5342)

茨城県営ライフル射撃場の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後、令和2年12月に開催予定の県議会において指定の議決を経て、茨城県営ライフル射撃場の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和3年4月1日から実施する予定です。

### 記

1 指定管理者候補者	茨城県ライフル射撃協会																				
2 指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																				
(2) 選定方法	1次審査：事業計画書等による書面審査（※応募団体が5団体以下のため省略） 2次審査：選定委員会においてヒアリング，事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">選定基準</th> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 20%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td> <td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td> <td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け，適切な計画か。 等</td> <td style="text-align: center;">50点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の節減</td> <td>・効率的な管理運営が行えるか。</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td> <td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 等</td> <td style="text-align: center;">40点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">100点</td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	—	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け，適切な計画か。 等	50点	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	10点	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 等	40点			100点
選定基準	審査項目	配点																			
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	—																			
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け，適切な計画か。 等	50点																			
3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	10点																			
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 等	40点																			
		100点																			
5 選定理由	<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果，以下の点が評価され，茨城県ライフル射撃協会を指定管理者候補者として選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を十分理解した管理運営方針を設け，利用者の快適な競技環境の整備やスポーツ振興策にも配慮している。</li> <li>・当該施設の管理実績もあり，施設管理に関する知識や技術を十分有している。</li> </ul>																				